

令和3年度一級土木施工管理技術講習（第一次検定講習）のお知らせ

令和3年5月31日

京都府に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出され、実施期間が5月31日（月）まで延長されたことに伴い、講習会場の利用が制限されているため、第一次検定講習の日程変更をお知らせしましたが、5月28日（金）に実施期間が6月20日（日）まで再延長されたことに伴い、南部会場の利用が中止継続、中北部会場の利用が時間制限されることとなりました。

つきましては、南部会場（6／2開始）及び中北部会場（6／4開始）の全日程（12講習）の第一次検定講習を中止することとしましたのでお知らせします。

なお、今後講習会場が6月16日（水）以降、利用可能となった場合、12講習を6講習に変更して、実施しますので、その際は改めて受講者の方にご連絡します。